

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月18日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年1月15日

(2) 事故発生場所

東伯郡湯梨浜町大字上浅津地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部運転免許課所属の職員が、公務のため小型特種自動車（教習車）を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方

所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。